

	病 名	出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 ポリオ ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 鳥インフルエンザ（H5N1型） ※上記の他、指定感染症および 新感染症	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ （H5N1型を除く）	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
第 3 種	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
第 3 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病 ・溶連菌感染症 ・手足口病 ・伝染性紅斑 など	症状により医師において感染のおそれがないと認められるまで